

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例

昭和46年3月26日

条例第5号

尼崎市立隣保館条例(昭和32年尼崎市条例第19号)の全部を改正する。

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立総合センター(以下「総合センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図るためのコミュニティの拠点となる施設として総合センターを設置する。

(平19条例40・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 総合センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置	
上ノ島総合センター	尼崎市南塚口町8丁目7番25号	
神崎総合センター	尼崎市神崎町37番3号	
水堂総合センター	尼崎市水堂町2丁目35番1号	
今北総合センター	尼崎市西立花町3丁目14番1号	
南武庫之荘総合センター	東館	尼崎市南武庫之荘11丁目1番18号
	西館	尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号
塚口総合センター	尼崎市塚口本町2丁目28番11号	

(昭47条例22・昭47条例45・昭49条例40・昭49条例69・昭50条例58・昭51条例5・昭55条例38・昭56条例26・昭57条例17・昭57条例24・昭57条例46・一部改正)

(事業)

第4条 総合センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の生活及び人権に関する相談に関すること。
- (2) 住民相互の交流の促進に関すること。
- (3) 人権啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 総合センターに他の条例の定める施設が併設された場合は、それぞれ相互に有機的な連携を保つものとする。

(平19条例40・一部改正)

(使用の許可)

第5条 総合センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 総合センターの使用は、無料とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事業以外の目的のために総合センターを使用しようとする者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例40・一部改正)

(原状回復義務)

第7条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、総合センター又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(尼崎市立総合センター運営審議会)

第8条 総合センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員14人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

(3) 関係行政機関の職員

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例40・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例40・一部改正)

付 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第3条の表中今北総合センターに係る規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年5月18日規則36で、昭和46年5月18日から施行)

付 則(昭和47年5月24日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年7月15日規則52で、昭和47年7月22日から施行)

付 則(昭和47年12月23日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年8月1日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年8月31日規則第84号で、塚口総合センターに係る改正規定は、昭和49年9月1日、水堂総合センターに係る改正規定は、昭和49年10月26日から施行)

付 則(昭和49年12月17日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年12月23日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、神崎総合センターに係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年3月27日規則8で、昭和51年3月29日から施行)

付 則(昭和51年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年5月23日条例第38号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則(昭和56年10月1日条例第26号)

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

付 則(昭和57年3月31日条例第17号)
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年5月25日条例第24号)
この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月21日条例第46号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月25日条例第41号)
(施行期日)

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月4日条例第12号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日条例第19号)
(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年6月27日条例第40号)
この条例は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第30号)
(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

(昭62条例41・全改、平4条例12・平5条例19・一部改正、平22条例30・全改)

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
集会室	1,200円	1,720円	2,100円
教室	670円	1,050円	1,350円
料理教室	1,200円	1,720円	2,100円
和室	670円	1,050円	1,350円